

CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.132 October, 2016

目次

〈CAPS主催企画の報告〉

特別セミナー「趙貴花『移動する人びとの教育と言語
中国朝鮮族に関するエスノグラフィー』をめぐって」
CAPS特別研究員 上原 こずえ1

〈シンポジウム〉

白永瑞著『共生への道と核心現場 実践課題としての
東アジア』
CAPS特別研究員 逆井 聡人2

〈パイロットプロジェクト紹介〉

高齢期のワーク・ライフ・バランスの国際比較
文学部准教授 渡邊 大輔3

明治初期刑事法における酌量減輕移入に関する研究
法学部助教 三田 奈穂5

〈書評〉

アトキンソン著『21世紀の不平等』
経済学部准教授 山上 浩明6

〈CAPS研究員 研究内容紹介〉

現代タイ社会における占星術
CAPS客員研究員 小川 絵美子7

〈アジア太平洋研究センター(CAPS)活動報告〉8

アジア太平洋研究センター(CAPS)主催企画の報告

特別セミナー「趙貴花『移動する人びとの教育と言語 中国朝鮮族に関するエスノグラフィー』をめぐって」 CAPS特別研究員 上原 こずえ

アジア太平洋研究センターでは去る7月23日、特別セミナー「趙貴花『移動する人びとの教育と言語 中国朝鮮族に関するエスノグラフィー』をめぐって」を開催した。



本センター客員研究員である趙貴花氏の博士論文を元にした初著『移動する人びとの教育と言語』（三元社）は2016年2月に出版された。趙氏が出版準備に取り組む姿を連日見てきただけに、本書の刊行は非常に感慨深いものがあった。おそらくそれは、本書において描かれている朝鮮族の人びとの「移動」の軌跡に、自らもまた複数の国境を越え、多言語のなかで生きてきた趙氏自身の経験が織り込まれているように感じるからであろう。「移動」する人びとの多様な生を捉えようとする著者の視点が端的に表されている文章が序章「グローバル化時代の朝鮮族の移動と言語教育」に記されている。

それは永住を目的として新しい地に移り住むことを指すのではなく、一時的あるいは長期的な滞在を目的として、1つの国の地域からそれとは異なる国や地域へ移り住むことや、複数の国や地域の間を往復する行為を指すものである。本書では、移動する人びとの移動に関する主体的な考えに重点を置くこととし、彼らの戸籍や国籍を分析基準にしない。(13頁)

国籍などといった身分に還元できない、個々人のさまざまな移動の経緯が、著者の丹念なインタビューを通じて本書では浮き彫りにされる。そしてこれらの記述は、朝鮮族に留まらない人びとの「移動」経験の記憶をも呼び起こす。たとえば、沖



趙 貴花氏・山脇 千賀子氏・加藤 恵美氏

縄戦後社会運動史を専門とする私自身は近年、運動に関わる人びとが残してきた、近現代における移民や戦争、戦後の米軍基地建設に伴う移動経験についての記録をたどり、また聞き取りを行っている。そのなかで気づいたことは、社会運動史もまた、一つの地域に留まらずに多様な地域を経由してきた人びと、時に移動を強いられてきた人びとの経験が持ち寄り形成されているということだ。その意味で、「戸籍や国籍」といった外部から付与される身分ではなく、「移動する人びとの移動に関する主体的な考え」を重視する趙氏の記述のあり方は、一国史、一地域史を超えて運動史を記述しようとしている私自身にとって非常に示唆に富むものである。

今回開催した特別セミナーでは、提題者として山脇千賀子氏（文教大学）および加藤恵美氏（早稲田大学）にお越しいただいた。加藤氏は、本書が「複数のアイデンティティを並列的に持つ段階から、徐々にその境界があいまいになり、併存するアイデンティティが融合して新しいアイデンティティを創造する過程にある『ハイブリッド・アイデンティティ』としての朝鮮族のアイデンティティのあり方」を描き、「移動しない朝鮮族のアイデン

ティティを原型として、移動する朝鮮族のそれとは異なるアイデンティティのあり方」を示していると捉えた。そして山脇氏は、趙氏の研究方法（「マルチサイティド・エスノグラフィー」）に「ディアスポラとしての朝鮮民族」と「『在外同胞』というカテゴリー創出」という「領土」とナショナリズムをめぐる葛藤を見出し、同時に、朝鮮民族にとっての「組織の存在」や「近代国家言語の統一」、ポピュラー・カルチャーの越境など多岐にわたる問題を提起した。これらの質問に、趙氏は自らのインタビュー調査をもとに具体例を交えて応答した。

この日は趙氏の大学院時代の指導教官である白石さや東京大学名誉教授をはじめ、同ゼミで研究してこられた方々、多言語の教育現場に携わってこられた方々もお越し下さった。セミナー後の懇親会では参加者各自のこれまでの移動の経緯、そして各地でのフィールドワークの経験について共有し議論を深め、趙氏が提起した「移動する人びとの教育と言語」についての問いを押し広げる時間となった。ゲストの山脇氏および加藤氏をはじめ、このセミナーの開催にあたりご協力いただいた皆様に感謝したい。

〈シンポジウム〉白永瑞著『共生への道と核心現場 実践課題としての東アジア』
CAPS 特別研究員 逆井 聡人

7月30日、アジア太平洋研究センター主催で、韓国延世大学教授の白永瑞氏の著作『共生への道と核心現場 実践課題としての東アジア』の刊行記念シンポジウムが開かれた。冒頭の李静和CAPS所長による挨拶のなかでこの書が長年の多くの友人（朋友）たちの対話が込められたものであり、このシンポジウムもまたもう一つの対話の場であることを強調した。それに呼応するように、登壇者たちは白氏との絆を確認しながら本書へのコメントをしていた。

口火を切ったのは中国社会科学院の孫歌氏である。本書において目指される“新しい普遍性”は、単に個別状況から普遍性を抽出するのではなく、個別性から特殊性を開くものであり、多元的に共生することにつながる。特殊性を保持した上で議論されるべき「核心現場」の根源的な基礎は、より民衆の生活レベルに根ざした世界観であり、これは国家よりも大きく、広く、そして深い郷族社会

というもう一つの天下であると孫歌氏は語った。続いて、前『現代思想』編集長、現在亜細書院共同編集人の池上善彦氏は、白氏が頻繁に口にする「他人の話をしよう」という言葉がその人柄を端的に表すという。白氏が開いてきた多数の窓口に他者の声が入り込むことで、「アジアのことはアジアで解決しよう」という壮大なプロジェクトを人文学者らしからぬ展望で見据えてきたと白氏を称えた。本書の監訳を務めた趙慶喜氏は、ミクロとマクロを往来して語られる白氏の思考とその自己完結的ではない、事態に介入しようという姿勢までもがこもった文体をいかに翻訳するかという難題に直面したこと、そしてその仕事の達成感を語った。一方で、在日朝鮮人という存在の歴史性を軸足に、韓・中・日という国家の枠組み、あるいは地理的な実態に拘束されない「東アジア」への想像力の必要性を訴えた。また当日シンポジウムに来られなかった丸川哲史氏からは「白永瑞『共生への

道と核心現場』に寄する(メモ)」が届けられた。丸川氏は日本における中国学の「歴史哲学」が希薄になった実証主義的な特徴を説明し、それに対して白氏の中国全体を「思想の対象」とする、その「胆力」に刮目する。また中国が単に「周辺」に対する「中心」としては捉えきれず、その多中心性と歴史

という言葉を引きながら、それを地で行く白永瑞氏の姿勢への尊敬を語った。一方で、白氏と一緒にいると“at home”な感覚になると言い、それが「連帯」の本質ではないかと呟いた。

6人のコメントに対し、白氏は「五感で友情を感じる楽しい時間」だったと感謝を述べつつ、それ



左から、白永瑞氏、孫歌氏、中嶋久人氏、池上善彦氏、趙慶喜氏、金杭氏、中島隆博氏(司会)

的運動から中国もまた核心現場として捉えられるのでは、という問題提起もなされた。中嶋久人氏(千葉大学)のコメントでは、3.11以後の福島を「分断の核心現場」として捉え、植民地的従属構造のなかにある福島に中央／周辺、愛郷／非愛郷、自然／人間の分断を見出した。中嶋氏は福島を分断の核心現場として捉えることは、そのような構図を生み出してきた「近代」を問い直す世界史的課題である、と論じた。延世大学で白氏の同僚でもある金杭氏は、白氏が求めるものが「コミュニケーションの普遍」と呼べるものと言う。「聞くこと、話させること」に長けた白永瑞氏の対話のあり方は、常に「現場」に居合わせることから獲得されたものであり、その身体感覚から世界を「変化」として捉えていると白氏を分析した。出来上がったものの上に安住しない、「修理中の家」に住むような感覚を長年保持するからこそ「歴史する」という言葉を発することができると白氏を称えた。本シンポジウムの進行を務めた中島隆博氏(東京大学)もまた、ハンナ・アレントの“Don't feel at home”と

ぞれの問題提起に応答した。まず「核心現場」という語は体系的な概念ではなく発想として捉えてほしい、ということ。「現場」で学び考えてきたことが、文脈を離れキーワード化するとその本質が損なわれると言う。その上で問題提起のあった現代中国についても「核心現場」が構造化していると述べ、日清戦争以後の中国における植民地性を認めることが東アジアの他者との共存のために重要であると語った。その後のオープンディスカッションでは中国と「帝国」概念について白氏、孫氏、池上氏の間で議論があり、会場からは東アジアの連帯の可能性について石井剛氏、岡本由希子氏からコメントがあった。また、中野敏男氏から「核心現場」という視点からアメリカを論じることの必要性和「新冷戦」と呼ばれる現実への突破口をいかに見出すか、という指摘があり議論が深化する兆候が見えたが今後への持越しとなった。懇親会で白永瑞氏の美しい歌声が披露されたことも付言しておく。

パイロットプロジェクト紹介

高齢期のワーク・ライフ・バランスの国際比較

文学部准教授 渡邊 大輔

本研究は、これまで日本を含む各国で行われてきた生活時間調査をもちいて、高齢期におけるワーク・ライフ・バランス(以下、WLB)の様態に関する国際比較を行うことを目的としている。

WLBは、個々人が充実感を持ちながら働き、

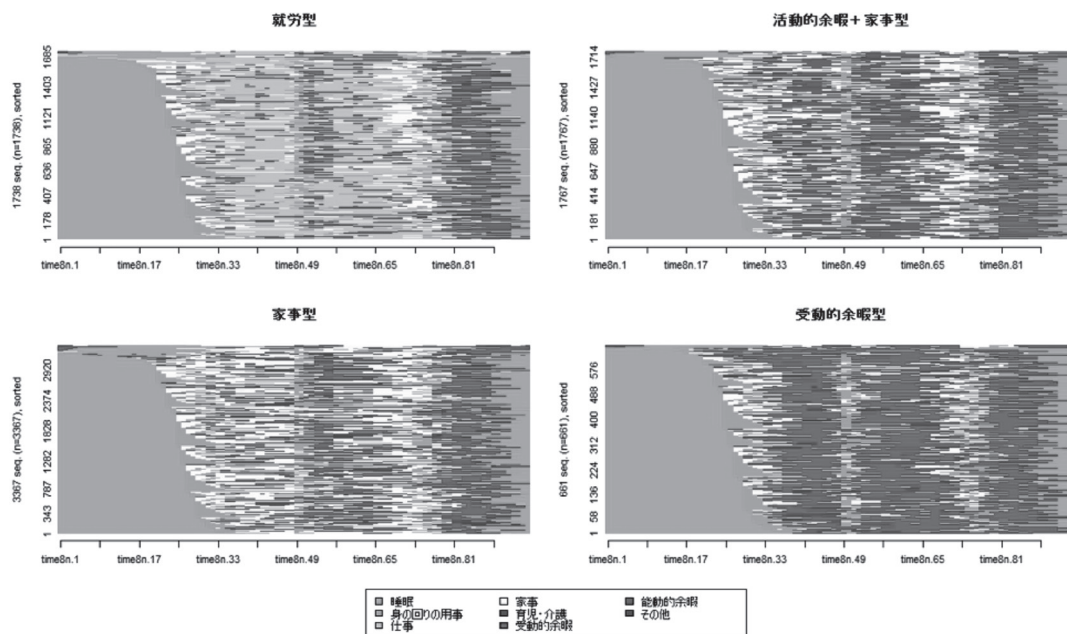
仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方が選択、実現できている状態を示す概念である。日本では、少子化対策や男女共同参画の文脈でもちいられることが多い。しかし、WLBの考え方は子育て期だけでなく、

高齢期においても適用することができる。たとえば、日本の高齢者は就労率が高く、孫の子育てや家族介護、ボランティアなどの社会参加を行い、子育て期と同様にWLBをどう構築するかが課題となっている。また、欧米諸国では子や孫との同居率が低く、高齢者世帯の9割は単身世帯か夫婦のみ世帯となっているため、配偶者の介護にかかわる人は多いが、孫の子育て等にかかわる高齢者は少ない。さらに、定年年齢や年金受給開始年齢がヨーロッパ諸国で変化する中で、WLBのあり方が大きく変化していることが想定される。

本研究はWLBの視点から生活を分析するにあたって、本研究では生活時間調査に注目する。これは、うつろいがちな個々人の意識に注目するの

なわれているもっとも大規模かつ精緻な生活基本調査であり、20種類の行動分類項目をプレコーディング方式（回答者が選択肢を選ぶ方式）で調査している。また2006年の調査では国際比較のためにアフターコーディング方式（自由記述で回答し、あとでコードを振る方式）の調査も一部導入し、85書類の小分類項目で分類している。これに対して、ヨーロッパ各国の調査ではアフターコーディング方式で調査をおこない、小分類では約170項目ある。これを比較可能な形で組み替える必要がある。これが本プロジェクトの第一の課題である。

第二に、高齢者の生活時間の構成の典型的なパターンを抽出するために、系列データ分析法（social



ではなく、実際に行った具体的な行動を分析するためである。そこで、24時間の生活においてどのような活動を誰と行っているかを調査している総務省統計局「社会生活基本調査」や、ヨーロッパ各国の生活時間調査のアーカイブ（MTUS: multinational time use survey）をもちいた分析を行っていきたい。

本研究プロジェクトはパイロットプロジェクトであり1年間という時限的なものであるため、具体的には以下の2つの作業をおこなう。第一に、国際比較における調査項目の違いへの対応である。日本の「社会生活基本調査」は5年ごとにおこ

sequence analysis) をもちいた分析を行い、高齢者のWLBの実態について明らかにする。これは、これまでの睡眠時間や労働時間といった具体的な時間項目の平均値や多寡に注目するのではなく、高齢者の生活時間を総体的に捉えるためである。とはいえイメージが伝わりにくいので具体例をみてみたい。図は2006年の「社会生活基本調査」をもちいて女性前期高齢者（65-74歳）の平日の生活時間を分析した結果である。図内の各グラフの横一行一行が個人であり、そのパターンを4つに分類している。この図からは、働き方や余暇の過ごし方を中心にしたパターンがわかる。また、各パタン

の構成比も計算でき、例えば家事生活パターンを規定している家事型は全体の44.7%、活動的な余暇を加えたパターンは23.5%などと把握できる。

このように高齢者の生活のパターンを生活時間調査データから分析し、そのパターンがどのような属

性やライフスタイルによって規定しているのかについて、国際比較の視点をもちいて分析していきたい。この作業を通して、現代社会におけるWLBのあり方を考えてゆく。

明治初期刑事法における酌量減輕移入に関する研究

法学部助教 三田 奈穂

4月から1年間、「明治初期刑事法における酌量減輕移入に関する研究」というテーマでアジア太平洋研究センターの助成を受けています。

近年、様々な司法制度改革が推進されてきましたが、その目玉は2009年に開始された国民が裁判員として刑事裁判に参加する制度といえるでしょう。裁判員は、裁判官とともに事実の認定・法令の適用をおこない、被告人がある行為について有罪か無罪かを判断することが求められます。加えて有罪の場合は、刑種を選択し宣告刑を決めるという「刑の量定」もおこなわなければなりません。

刑の量定は、現在の刑事裁判において必要な作業であります。例えば刑法199条には、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」とあり、人を殺すという犯罪行為については、死刑・無期懲役・5年以上20年以下の有期懲役のなかから宣告刑を決定しなければなりません。もっとも、ひとくちに殺人といってもその行為態様や動機などはさまざまです。現行刑法には包括的な構成要件と広範な「法定刑」を有するという特徴があり、そのため過去の裁判例の積み重ねからある程度の量刑の傾向を認めて、それとは大きくずれないように個別の事案に沿った量刑を決定しているのが現状です。

「酌量減輕」とは、上述の法定刑の下限をさらに下回る刑を言渡すことができる制度です（刑法66条）。犯罪の情状に酌むべきものがある場合、先の殺人罪であれば有期懲役の下限5年を、さらに2年6月まで下げることができます。この意義として大きいと指摘されているのは、宣告刑期が3年以下でなければ付することができない刑の執行猶予を言渡す余地が生じるということです。酌量減輕は現行刑法の構造上欠かせない要素といっても過言ではないでしょう。

それでは、理由を制限することなく「裁量」で裁判上の減輕をなすことを可能にするこの規定の淵

源はどこに求められるのでしょうか。実のところ、その歴史的出発点は判然としてはいません（団藤重光編『注釈刑法』）。日本が法制度の多くを参考としている欧米諸国の中で、フランスでは、1992年の法改正で条文の規定ぶりに大きな変更があったものの、類似の規定が伝統的に存在してきました。明治維新を経て成立した初期の日本政府は、主に中国の明・清律を参考に起案された「新律綱領」・「改定律例」と呼ばれる法を実施していました。しかし、不平等条約の改正などさまざまな事情から新たな法典編纂が企図され、明治15(1882)年、初めて西欧刑法を体系的に継受したとされる旧刑法が施行されます。旧刑法の制定にはフランスから招いた法律学者のお雇外国人ボアソナードの貢献が大きく、このことは専門家の間でも広く認知されているところです。フランス法に特徴的な酌量減輕規定が日本に継受されたというのはごく自然に想像されます。

旧刑法の制定に先立つ明治7年、「およそ罪を断ずる正条ありといえども、所犯情状輕き者は、なお情法を酌量して輕減することを聽し、減じて五等を過ぐることを得ず」（明治7年太政官第134号布告）との単行法令が出されました。史料には「律」に「洋法」の酌量減輕のみを個別に導入するのは「方底圓蓋の弊を免れ」ないとの批判が残されており、制度の採否の判断が分かれた状況を読みとることができます。

当時の法では、裁量は恣意的な判断を招くものとして排除されていました。例えば新律綱領殺一家三人条には、「およそ謀殺・故殺・放火・行盜して、一家の死罪にあらざる三人以上を殺し、もしくは人を支解する者は、皆梟」とあり、大量殺人や四肢の切断を伴う殺人はすべてさらし首とするとされています。現行刑法とは対照的に、構成要件は具体化・細分化され、法定刑は範囲を持たず「絶対的」なものとして固定化されていました。こうした仕組みは官吏の擅断を抑止するのには役

立ちますが、特に憐れむべき事情があったとしても刑の選択の余地は無く、事案によっては重すぎる刑に拘束される欠点がありました。そうした欠点を、フランス式の酌量減輕規定で補うことが問題となったのかもしれませんが。

プロジェクトを進行する中で、この太政官布告

成立の具体的な契機となったのは何かについて関心を持つようになりました。酌量減輕規定のルールを明らかにできれば、裁判員裁判での評議をより有意義なものにすることにつながるのではないかと期待しています。

書評

Atkinson, A.B. (2015) "INEQUALITY: What can be done?" Harvard University Press
 (『21世紀の不平等』山形浩生／森本正史 訳, 東洋経済新報社) 経済学部准教授 山上 浩明

「私は不平等の増大が仕方ないものだとは認めない(p.354)」

本書は、不平等に関する理論・実証研究を半世紀にわたり最前線で率いている経済学者アトキンソン氏によって書かれた、規範的かつ前向きな政策提言書である。本書には、歴史と社会のどうしようもなく大きな力によって形成されてきた社会問題に立ち向かうための具体的なアプローチが記されている。

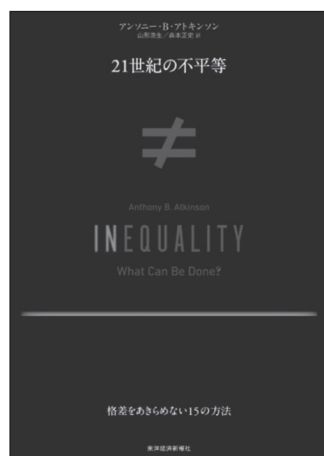
タイトルや装丁から、世界的ベストセラーとなったトマ・ピケティ氏の『21世紀の資本』を連想する人がいるだろうが、その推測は正しい。著者は不平等に関する理論的・実証的な経済学研究の大家であり、ピケティ氏の共同研究者でもある。

そのうえ本書は『21世紀の資本』を受けて著者が発表した論文に基づくものである。ただし、膨大なデータを用いて不平等の歴史的変遷を明らかにした実証的な同書とは異なり、本書の最大の特徴は「不平等解消政策の提言書」という規範的書籍であるということである。当然、著者の提言内容は『21世紀の資本』にも示された事実に基づくものであるが、700ページ以上にも及ぶピケティ氏の近著を読まずとも、本書の政策に必要な事象はしっかりと記されている。むしろ、提言に必要な部分が中心的に書かれている分、実証的内容と政策提言の関連性をより強く感じとることができるかもしれない。また、本書において提案される政策は15あり、加えて5つの検討すべき案も連ねられている。多くの政策が提案されているが、これらすべては著者が半世紀にわたり積み上げてきた研究成

果に加えて、近年までの研究結果に基づくものであるため、十分な説得力を持つ。さらに著者は提案した政策の定性的議論だけでなく、財政上の実現可能性や定量的推測についても言及し、その説得力を強めている。

さて、本書が扱う「不平等」であるが、これには様々な尺度があり、その問題提起にも様々な視点があるだろう。そのため主観的になりがちな不平等問題を、本書は哲学的・社会的な定義の要約と利用可能なデータ解説を通して、客観的に論じる。そして歴史的経緯を通して本書が示したのは、戦後の不平等減少の主な要因が「累進的な税制度と社会保障制度の拡大」、「賃金所得割合の増加」、「個人資本集中の減少」、そして「賃金設定における政府介入と労使交渉」である (p.88, 表2-1)。本書で提案されるすべての政策はそれぞれの要因に影響するものであり、提言までの筋道が明快である。さらに著者の視点は十分に伝統的・実証的であると同時に非常に新鮮かつ包括的なものを含む。

例えば、「賃金所得割合の増加」に関連する第1の政策提言として、「技術進歩の方向性」に言及している。不平等の問題について、多くの経済学者は伝統的な再分配政策や教育・医療・公共サービスの充実などを中心的に議論することが多い。一方、本書のように経済成長の源泉たる技術進歩について考察する経済学者は珍しいといえるだろう。著者は、政府がサポートしてきた基礎研究に基づく技術進歩が非熟練労働を代替する傾向を作り出したことを指摘した上で、「政府主導で雇用



を増加させる技術進歩の奨励」の重要性を説いた。さらに第3の提言は俯瞰的視点を取り入れ、いくつかの不平等減少要因に同時に関連する政策となっている。失業と雇用形態の多様化に言及し、政府の目指すべきは非自発的失業の最小化とした。そのための処方箋として、著者は「政府は失業率の明示的な目標を採用し、望む者には最低賃金での雇用を保証する」ことを提言した。これは失業者に対する「社会保障拡大」を暗に意味すると同時に、「賃金所得割合の増加」を促すものとなるため、不平等に対する要素に横断的に影響するといえよう。これらの例から、著者が理論的・実証的事象を真摯に考慮しながら、包括的かつ深甚に、

そして非常に前向きに意見を述べていることがうかがえる。

本書の提案する政策はいずれも示唆に富んだものである一方で、本書の唯一の欠点は本書の焦点がイギリスの不平等問題の解消にあることである。したがって、本書における提案がそのまま日本を含め他国に直接転用できるわけではない。しかし、政策提言に至るまでの論理展開をしっかりと踏まえると、その論理は他国についても十分に耐えうるだろう。本書に提示された政策が、一国のみならずより大域的な範囲で議論されることを望む。

アジア太平洋研究センター(CAPS)研究員 研究内容紹介

現代タイ社会における占星術

CAPS客員研究員 小川 絵美子

「最近物騒なニュースが多いのは火星と土星が同じ宮に入っているため。この星の組み合わせは、爆発や盗難といった災難を招く。火星と土星は仏暦2559年9月15日の12:38まで同じ宮にいる。それまでの間注意が必要」

Facebookのタイムラインに、上記のような惑星や星座宮の名前や意味と結び付けられた天気予報やその日の行動に対する助言が表示される。わたしが現地の言葉で「師匠」と呼ぶ、タイ王国チェンマイの占星術師が投稿しているものだ。フォローしているこういった投稿に対し、時にはわたしも東京の天気や日本で話題になっているニュースを引用して反応してみることもある。

5年前ほどから、わたしはこの「師匠」の弟子として師事しながら調査を行っている。研究しているのは技術そのものやその実証性ではなく、占星術をめぐる人々の日常実践だ。わたしが専門とする文化(社会)人類学という研究分野は、「他者」そして「他者の社会」を観察し、考察することで人間の本質に迫ろうとする学問分野と表現される。占星術を糸口とした現代タイ社会がわたしにとっての「他者」、調査対象だ。調査を開始した当時は、調査対象の中心となる占星術師を探すのも自分の足と知人からの紹介が頼りで、知名度の低い寺院を活動拠点とする「師匠」も「知る人ぞ知る」という存在であったが、今やFacebookで活動を公開しているばかりか、占星術にまつわる講義を動画で

ライブ配信している。現地滞在中のように出張に同行したり、儀礼に参加したりはできないが、帰国中でも連絡をとり、関係を維持できるというのは画期的な変化だ。

日本の雑誌のコラムやテレビの情報番組などで「星占い」と呼ばれるものが取り上げられることはよくあり、「占星術」というものに、世俗的な印象を持つ人は多いだろう。前時代的、怪しい、不審、という印象もあるかもしれない。しかし、多くの文化において、天文現象の観測や暦計算は、国の政治や王族など高貴な身分にある人々の人生の吉凶の判断のために発展してきた経緯がある。日本においても、迷信と言われながらも、冠婚葬祭の際に六輝(六曜)が意識されるが、これも暦を用いた吉凶判断の一つだ。

タイでは、王室専属の占星術師が存在し、田植の儀礼を行う祭日の日取りを決定する習わしがあるほか、カレンダーや、出生届の項目等にも占星学的要素を見ることができ、占星術が宮廷や国事にかかわっている。タイは一般には仏教国として知られているが、人々の信仰には、バラモン教の影響も強く、さらにはアニミズム的要素も存在している。インドから伝来したとみられる占星術(占星学)も仏教と共存し、僧侶が占星術によって冠婚葬祭の日取りや子供の名前を決めること、占星術師が寺院の境内に相談所を設けていること、僧侶と占星術師が協力して儀礼を執り行うことも

ある。

本来、原始仏教の經典によれば、占いは「邪悪な術」とされ、僧侶がかかわることは禁じられている。しかし、タイの一般国民の大多数を占める在家仏教徒の世俗的欲求には、欲を断つことを教える出家者のための仏教の教理ではこたえきれず、それを補うように、寺院や僧侶から占星術的要素が提供されている。一方、占星術のほうでも、寺院境内に活動拠点を構え、僧侶と協力して儀礼を行うことを通して「師匠」が地元の人々から信頼や権威を得ているように、仏教を後ろ盾にすることでその正当性が認知されているような部分もある。この、仏教と占星術との相補関係が示すものは何か。それがわたしの主要な関心事だ。

ICT技術がもたらした占星術の知識の担い手の

変化にも注目している。歴史的には、王族、貴族、聖職者の間でのみ伝えられ、用いられてきた占星術が、やがて庶民にも開かれ普及した。しかし複雑な計算や天文学や統計学の知識も必要となる技術そのものの継承は、一部の専門家に限られていた。それが、計算や索引の技術を機械に頼ることができるようになるにつれ敷居が下がり、占星術を学ぶ人の層は広がっている。「師匠」が開講する講座の受講者も、年齢、性別、職業も様々で、インターネットを通してさらに多様な人々がその技術や知識にアクセスし、交流している。前時代的で非合理的だとみなされてもおかしくない事象が、現代的技術によりむしろ活性化している。このこともまた現代社会の一様相だ。

アジア太平洋研究センター(CAPS)活動報告(2016.6.16～2016.9.15)

公開講演会、研究会、研究出張などの記録

- ◇7月8日(金)センタープロジェクト海外出張(17日まで)
出張者:小林 盾(文学部教授)
調査地:ウィーン
目的:ユトレヒト大学にて意見交換のため
- ◇7月9日(土)センタープロジェクト海外出張(16日まで)
出張者:大崎 裕子(センター特別研究員)
調査地:ウィーン
目的:国際社会学会フォーラムに参加し報告を行うため
- ◇7月15日(金)センタープロジェクト国内出張(18日まで)
出張者:細谷 広美(文学部教授)
調査地:香川県
目的:瀬戸内国際芸術祭参加のため
- ◇7月23日(土)センター主催特別セミナー
『移動する人びとの教育と言語 中国朝鮮族に関するエスノグラフィー』をめぐって
山脇 千賀子 加藤 恵美 応答:趙 貴花
参加人数:23人
- ◇7月30日(土)センター主催シンポジウム
共生への道と核心現場 実践課題としての東アジア
白 永瑞 孫 歌 金 杭 池上 善彦 中嶋 久人 中島 隆博 趙 慶喜
参加人数:60人
- ◇8月2日(火)センタープロジェクト国内出張(8日まで)
出張者:上原 こずえ(センター特別研究員)
調査地:沖縄県
目的:12月のシンポジウム関連の打ち合わせ及び資料収集のため
- ◇8月12日(金)センター共同研究プロジェクト主催
「認知言語学の新領域開拓研究」シンポジウム
認知言語学の内と外から言語変化を捉え直す

大橋 浩 小柳 智一 眞田 敬介 野村 剛史 西村 義樹 森 雄一

参加人数:48人

- ◇8月31日(水)センタープロジェクト海外出張(9月12日まで)
出張者:小林 盾(文学部教授)
調査地:バルセロナ・モスクワ
目的:バルセロナ・マラガ大学にて意見交換のため
モスクワ・資料収集のため
- ◇9月3日(土)センタープロジェクト海外出張(12日まで)
出張者:田浪 亜央江(センター主任研究員)
調査地:レバノン
目的:文化系NGOのアウトリーチ活動に関する資料収集のため

運営委員会・所員会議開催の記録

- 6月21日(火) 第2回所員会議
- 6月23日(木) 第2回運営委員会
- 7月12日(火) 第3回所員会議
- 7月14日(木) 第3回運営委員会

CAPS Newsletter No.132

2016年10月15日発行

編集発行:成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Web: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/>